

令和7年3月21日

古賀市議会
議長 渡 孝二 様

市民建産常任委員会
委員長 中野 敦史

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について2月28日に委員会を開催しましたので、その審査結果を会議規則第110条の規定により報告します。

記

第 11 号議案 古賀市税条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、必要な措置を講じるため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 税条例では、法人が市に提出する申告書や減免申請書などに法人番号を記載することとしており、法人番号の定義を規定する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を引用している。当該法律第2条第15項が改正により第2条第16項となったことに伴い、税条例の該当条文において引用部分を改める。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 12 号議案 古賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、国民健康保険事業費納付金の負担増への対応に係る国民健康保険税の被保険者均等割額等の改正及び納期ごとの分割金額における端数処理の変更を行うため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 国民健康保険税率は、大きく3区分に分けられており、区分ごとの収支状況と福岡県内の保険料率統一を見据えた区分内内訳比率を考慮し、後期高齢者支援金分と介護納付金分を増額に改めるもので、対象者はそれぞれ約1万人と約2,900人

である。

2. 国民健康保険税率は、これまで、約 3 年ごとを目安に検討を行っており、今回も前回の改定から 3 年経過したところである。今後は、国民健康保険運営協議会の答申を踏まえ、短い期間で検討を行うことで、変動する税率幅を抑えながら、被保険者への影響が少なくなるよう対応していきたいとのこと。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 13 号議案 古賀市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、必要な措置を講じるため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 当該政令が令和 7 年 6 月 1 日に施行されることに伴い、これを引用する箇所
に条ずれが生じるため対応する改正であり、現行の第 5 条第 3 項第 4 号中の
「第 26 条」を「第 27 条」に改める。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 14 号議案 古賀市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定、他の地方公共団体の給与改定状況等諸般の事情を勘案し、古賀市公営企業職員の諸手当を改定しようとするもので、関係条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 改正により、扶養手当の対象者から配偶者が廃止、管理職員特別勤務手当の支給対象時間が「午前 0 時から午前 5 時までの間」から「午後 10 時から翌日午前 5 時までの間」へ拡大される。また、住居手当の支給対象が「月額 1 万 2 千円を超える家賃」から「月額 1 万 6 千円を超える家賃」に見直され、更に再任用職員が支給対象となる。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。